

帝国大学体制形成に関する史的研究

——初代総長渡辺洪基時代を中心にして——

中野 実

はじめに

本論文は初代総長渡辺洪基時代を中心にして、帝国大学体制形成に関する史的考察を行う。研究関心は以下の三点にある。

第一は初代帝国大学総長渡辺洪基についてである。彼の唯一の伝記「夢—渡辺洪基伝—」（渡辺進編、昭和四十八年一月）中の「渡辺洪基小伝」（渡辺信四郎識、「武生郷友会誌」第四十九号より再録）には、総長時代の事蹟を次のように列記している（五五頁）。

帝国大学在学中に於て理医科大学実験用アルコールを瓦斯に、石油灯を電灯に変更を画し、官庁会社に学生貸与の勧誘、大学院生優遇及び補助の建言を為し、¹⁾学生監保及寄宿舎管理規程、博士学力検定条規並に各分科大学教授助教授の月次集會、大学々友會、法科大学入学予備独逸語学校、大学附屬東京職工学校等の規則案を草する等の事あり。

本稿において紹介する「一年志願兵制度改正に関する建言」が漏れているなど、右の事柄が彼の在任中の事蹟のすべてではない。指摘されている事柄の多くは、残された資料からのものであるようだ。しかし、それにしても右の事柄のうち、果たしていくつが歴史的事実として東京大学史において取り上げられているであろうか。「各分科大学教授助教授の月次集會」が知られている程度であり、そのほかはまったく言及されていないのが現状である。本稿では彼の総長時代に限定して、編年体を以て重要な事項を列記する。

第二には、渡辺洪基史料として残された資料を復刻して、先に指摘したいくつかの事項を明らかにする。このことは初代文部大臣として帝大創設にあたって最有力視されている森有礼という大きな存在の影に隠され、初代帝大総長としてはほとんど無視されている渡辺の存在に光をあてることであり、²⁾森の果たした役割を相対化することに繋がる。

第三には、渡辺総長時代と区切ることの積極的意味についてであ

る。帝国大学体制形成期については、一八八六（明治一九）年から一九〇〇（明治三三）年ころまでとしたが、この中を初期（一八八六年～一八九〇年）、中期（一八九〇年～一八九三年）、終期（一八九三年～）、の三つに区分してみた。この時期区分は具体的には総長の交代によるものであり、初期は渡辺初代総長時代、中期は加藤時代、終期は浜尾、外山、菊池の三総長時代である。ただ、終期は三総長時代というよりも、井上毅文相による大学改革の時期といったほうが適切である。今回対象とした初期、すなわち渡辺の辞任をもって終了するこの時期は、森の横死、初期議会の開設にとともなう帝大独立構想の終息など、帝国大学史にとって一つの画期であった。本稿はこの時期について、これまでの研究成果を踏まえて、全体像を描く試みである。なお、一八八九（明治二二）年の森の横死の翌月（最初は三月二十三日の「帝国大学の独立」『時事新報』）から報道が始まる帝大独立案構想などについては、別稿を考へたいので、記述は最小限に止めた。

注（一） 寺崎昌男は渡辺時代について注において以下のように記している。「渡辺の帝国大学総長時代の業績は、それ自体として歴史的検討に値すると思われる。（中略）彼の業績の中には、分科大学に対する民間からの奨学金の導入、「帝国大学学生盟約」の制定、後述の〔本文を示す―中野注〕「教官月次集会」の開催及びその規則制定等いくつかの注目すべき施策があり、一般に、行政官らしい能率主義的な観点から、官僚機構と帝国大学との結合という、伊藤、森の政策の実現を促進したものと見える」（『日本における大学自治の成立』評論社、一九七九年、二四六頁）。

一八八六（明治一九）年

三月一日 帝国大学令制定。学長及び教頭の人事を記しておく。この日東京大学医学部長三宅秀が医科大学長、同文学部長外山正一が文科大学長、同理学部長菊池大麓が理科大学長に任命された。教頭には理科は矢田部良吉、医科は大沢謙二、法科は穂積陳重が任命された。翌二日の人事は、文科教頭心得に外山（兼任）、彼はさらに「当分帝国大学総長事務取扱」となり、菊池が工科大学長心得（古市公威の学長就任は遅れて五月一日）、志田林三郎が工科教頭心得になる。併せて三宅の私費留学のため大沢が学長代理となる。外山に注目してみると、この年のはじめ一八八六（明治一九）年一月一日に東京大学総理事務取扱になって以来、帝国大学の創設を挟む三箇月間東大のトップであり、文科大学の学長と教頭心得までを兼任している。外山の時代といってもいだらう。この陣容は、ごく少数の東京大学関係首脳者による管理中枢の独占、と表現できるかもしれない。工科大学校関係者は志田一人であり、東京法学校関係者はいない。総長以下分科大学長、教頭の数は一人（実員十人）であるが、この段階では実質七人しかない。以上が創設当初の帝国大学の顔ぶれであり、新しい皮袋には古い酒が満ちていた。

三月四日 郵便報知新聞、「帝国大学令ヲ讀ム」〔①〕を掲載する。以後、東京日日新聞は「帝国大学令（一、二）」（三月六日、七日）〔②〕、東京輿論新誌は「帝国大学令を讀む」（二三〇号 三月一七日）〔③〕として取り上げる。この他の新聞では「読売新聞」

は「学問論（一、二）を三月六日と九日に展開しているが直接帝国大学令を論じてはいない。また『時事新報』は「学政改良」を三月一七日に巻頭記事として掲げているが、一連の諸学校令に言及するのではなく小中学校の学費増額、師範教育改善を取り上げているのみである。この三つの記事をもとにして、帝国大学令の評価などを見ておこう。まず③は次の五点を評価する。第一は地名を冠した東京大学を帝国大学と称することとした、第二は従前の大学は法政学、理学、文学、工芸学及び医学の五部より成立したが帝国大学は大学院及び分科大学を以て構成することとし、それぞれの目的を明記した、これに関連して両者の関連を「大学院は university として分科大学は college に適當する」(②)としている。第三は従前は学部卒業生は学位を受けることを得たが、帝国大学令ではただ卒業証書を受けるのみになった。第四は従前の大学の職員は総理及び副総理の外判任事務員だけであったが帝国大学令では総長の外に評議員及び奏判任書記官を置いたこと、第五は従前は大学総理は文部大臣の命を奉じて大学の事務を総轄し大学及び大学予備門の職を監督する等のことに止まっていたのが帝国大学令では大幅に権限が拡大されたこと、である。この指摘はほぼ妥当なものといえよう。

次にその性質について。これは「帝国」という文言とともに国家・政府との関係にかかわる事項である。それらは「抑モ大学ナル者ハ其官立タリ民立タルヲ問ハス、国家ノ大学ニシテ政府ノ大学ニ非サルカ故、成ルヘク之ニ自由ヲ与ヘテ其遂ニ独立スルニ至

ラン事ヲ期セサル可ラス」(①)、「然らば即ち大学の設立は一個人の爲にも非ず、政府の爲にも非ずとせば誰が爲にする乎と問はんに大学は国家の爲にするの設立なりと云はざる可からず〔中略〕夫れ我國の大学は従来の歴史上に於ては専ら政府の爲にせるの設立にてありけるを今や之を拡張して広く国家の爲にするに当たり安に向てか其の区域の狭小なるを見るべしとせんや」(②)。記事はさらに政府との関係について執拗に分離することを指摘する。たとえば「政府類ニ之ニ干渉シテ其主義變更スルゴトニ大学ノ組織教程ヲ變更スル如キ事アリテハ、大学々生タル者ハ常ニ安堵シテ其業ヲ修ムル能ハサルヘク、国家ノ爲ニ人物ヲ養成スルノ場所ハ変シテ政府ノ爲ニ人物ヲ養成スルノ場所ト爲ルヘク、又公平無私ノ眼識ヲ以テ諸般ノ理教ヲ研究スル能ハス」(①)。国家と政府とを峻別して、前者との密接な関係をほぼ首肯している点は共通していた。

三つ目は大学の内部組織について。とくに大学院の入学資格に分科大学卒業生とともに「之ト同等ノ学力ヲ有スル者」を挿入した点を高く評価している。「分科大学卒業生と同等の学力を有するものを他の出処より得るは蓋し目下にては極て難かるべきに、斯く明文に載せられたるは外国の有名なる大学にて卒業する者の爲にし、併て大学院に入るの候補は敢て分科大学よりする而已に限るに非ず、苟も之と同等の学力を有する者は他よりするも之を拒絶せざるの意を示されたる義と推考せらるゝなり」(②)、「就中吾輩の賛同を表すべきは、分科大学の卒業生に非ざる者と雖ど

も之と同等の学力を有する者ならんには大学院に入て學術技芸の蘊奥を攷究するを得る事を爲したるの一事即ち是なり〔中略〕思ふに将来我国において高等なる私立専門学校の興起するに至れば是よりして続々優等の学生を生出しこの学生の更に大学院に入りて学士の名称を得くる者もあらん、或は外国の学校に於て業を修めたる者にして帰朝の後同院に入る者もあらん、果し然らば学士の名称は独り我分科大学卒業の専有すること能はざるに至るのみならず将来の学士は従前の学士に比して学力も大に優る所あるべきなり」(③)。この点は先行研究でもほとんど指摘されていない。

この他に同じ③には「評議官の如きは文部大臣自ら之を特選せずして各分科大学教授をして之を公撰せしむるの法と爲さん事を欲するなり」と述べていた。帝国大学の性質に関連してさらに進み次のような指摘も行っていた。「大学の性質たる欧州諸国に於ては往々集合体の性質を有するものあり、英国の如きは尤も然りとす、其の大学は初め私立に創始して種々の沿革を経るに従ひて次第に發達し遂に広大の土地を所有して自治自立の資格を具備するに至りければ、政府の大学に対するや其の自治を認めて之に特許を与えたる」(②)と。概括していえば次のようになる。「要するに歴史上の沿革において大学は一種の集合体たる性質を其の創始より表はせるものに対しては政府も亦之を遇するに集合体を以てせざる可らざるが如し」である。では日本はどうか。記事を拾つてみよう。「日本帝国の大学は当初より政府の設立にして曾て毫も集合体の性質に出たるものに非ざるなり」。「是れ当時封建の世

に於ては人民一般に向て其の学事を奨励したるに係はず一般の教育は普通教育にて足れりとし高等教育は全く政府の須要に應ずる学問を其の由来に学ばしめ以てその他日の用に充るが爲たるを徴すべきなり、斯る制度は封建抑圧の制度なりと云はゞ吾輩も亦然りと云ふ外ならざれども、其の抑圧制度たるの故を以て我國の歴史上に於ては曾て大学の集合体たるの性質を見ざりしと云ふ事實を塗抹す可からざるなり」。「大学の性質に至りては明治元年より今年に及ぶまで依然として政府の設立たる性質を更めざる而已ならず、益々其実を隆固ならしめたるは公衆の共に知る所ならずや」。日本の大学、高等教育はその歴史、沿革、實際に徴して決して集合体の性質を持つものではない、と言いつ切っている。「外国にては歴史より如何なる沿革にて集合体の性質あるとも日本は歴史の沿革にて帝国大学たりと考定せざる可からざるなり」と。おまけに、集合体たる性質を模擬した欧州大陸ではその利害の議論がある、という情報まで付け加えていた。

三月九日 東京府知事渡辺洪基、初代帝大総長に就任。前職は東京府知事であり、帝大総長の就任については「東京大学百年史」は「帝国大学総長職は学者の職であるより、行政官にふさわしいものになり、伊藤博文とも縁の深かった渡辺が適任と考えられたのである。」(通史一、八〇二頁)と評価する。森有礼の帝大内部での支援者は外山、矢田部、菊池であると木場は述べていたが、三者の支援が一枚岩的結束によりなされていなかったことはすでに指摘したが(「帝国大学成立に関する一考察」『東京大学史紀要』第一

三号、一九九五年)、渡辺については木下広次が支援者であったと記す文献がある。「渡辺洪基君が大学総長になつた時、彼れは其評議員として能く渡辺君を補佐し、渡辺君の施設は多くは彼れの立案で有るとの評判さへも有つた」(石川半山―曾根松太郎―「当世人物評」一九〇二年)、「或人之(木下が学生の人材陶冶に尽力したこと)を評して曰く、大学に人傑あり、上に渡辺総長ありて之を統括し、下に木下評議官ありて之を助く、以て帝国大学の基礎をして鞏固ならしめたりと」(「肥後先哲偉蹟」後編、一九二八年。寺崎昌男「自治寮制度成立論」『旧制高等学校史研究』第一五号、一九七八年。より再引用。)初期帝大体制を巡る人的關係は(一)の森―菊池、外山、矢田部、(二)加藤―浜尾―(穂積?)と、右の記述に従えば(三)渡辺―木下を考へなければならぬ。そして木下とすれば井上毅の存在にも配慮する必要がある。

三月十一日 第一回評議會を開設。帝国大学評議會規程は六月一日制定。

三月十八日 「自今毎五週教授助教授及關係ヲ有スル他ノ分科大学教授助教授ヲ集會シ教授ノ課程及其方法ヲ協議スル事ニ定ム」。(「帝国大学第一年報」『東京大学年報』(第4卷)所収、東京大学出版会。以下単に帝国大学第何年報とのみ記す)。

三月二十五日 「自今本学会計及營繕ノ事務ハ文部省會計局ヨリ吏員ヲ出張セシメ処理スル事トナレリ」。二十二年三月十九日、二十二年度以降は帝大にて取り扱うべき旨の達しがあり、この日大学に會計課を置いて大学一般の會計事務を処理するようになる

(帝国大学第一、四年報)

五月十四日 月次集會を設置。この集會については前掲寺崎「日本における大学自治の成立」において詳述されており、かつ前掲拙稿でも若干言及した。

五月 渡辺総長、「学生養成ノ目的及給費ノ方法ヲ記述シテ諸官庁会社并全国有名ノ人士」に二つの移文(分科大学生及び大学院学生の学資給費に関する願書、分科大学及び大学院学生卒業生採用方につき願書)を發する。第一の移文は、応用的學問に関する科學生は「官庁会社及富商豪農等各従事ノ実業上其材ヲ要スルノ日二月ニ多キヲ加フヘキ必然ナルヲ以テ其学生養成ノ策ハ其途ニ就テ分担セラレンコトヲ」と希望するといふものである。二つめの移文は、大学院学生の援助が中心である。学生はもとと學生時代から資力が乏しいので大学院に進學が出来ない。このため學術が衰微していつてしまふので「官庁会社等ニ於テ分科大学卒業生ヲ採用シテ其所要ノ実業ニ就カシメントストキハ先其卒業生ニ相当セル給料ノ半額ヲ給与シテ例^(前註)ハハ当然五拾円ノ給料ヲ給与セントスル者ナレハ其半額即チ五拾五円ヲ給スルカ如キヲ云フ傍ラ之ヲ大学院ニ入学セシメ其日子ノ一半ハ採用者ノ局部ニ出テ、其命令ヲ奉シテ実業ニ従事シ其一半ニ於テ大学院ニ入り担当教授ノ指導ヲ奉シテ學業ヲ修メ以テ其科ノ蘊奧ヲ攻究シテ卒業ニ至ラシメント是ナリ」と記している。当初の依頼先は表一の通り二―四通である。官庁關係が一五八と全体の七割強を占めていた。

七月十日 第一回卒業証書授与式挙行。渡辺の演説は、まず帝大創

設の理念を「五箇条の御誓文」に求め、東京大学と工部
 大学の来歴を略述する。ついで帝大の機構を述べて、
 人材養成は「一ハ以テ実用ノ士ヲ造リ一ハ以テ学理ノ師
 ヲ進メ」と分科大学の構成と同様に基礎と応用、実業
 と学理とに二分して説明した。卒業生に実地応用とさら
 になる研鑽を要求する一方で帝大としては「将来益々分
 科大学及大学院卒業ノ学生多キヲ加ヘテ国家ノ須要ニ応
 シ我カ社会制度ノ辺隅ニ至ルマデ学問ノ経綸至ラサル所
 ナキニ至ルニ在リ」と企図していた。この年の卒業生は
 総代植村俊平をはじめとして総勢四九人にすぎなかつ
 た。

七月十日 文部省、一八八四(明治一七)年四月五日の東京
 大学への達中第一項(「講演ノ事項ハ理学及医学科ニシ
 テ可成民事等ニ裨益多キモノタルヘシ」)を改正して、
 「各分科大学ノ諸科ニシテ成ルヘク教育上民業上等ニ裨
 益多キモノタルヘシ」と達する。東京大学の組織変更
 に伴う処置と事項が拡大された。ただし政務に関する事項
 は引き続き禁止されていた。

七月 運動会設立。
 八月二十五日 私立法律学校特別監督条規制定。この条規
 については「東大百年史」(通史一)をはじめ、私立大学
 史誌類に言及されている。条規などの資料翻刻は「東京大
 学史紀要」第三号にある。

表 1 移文の送付先一覧(全214通)

官庁関係(158)
内閣11 内大臣1 元老院1 外務省7 内務省9 大蔵省13 陸軍省11 海軍省13 文部省10 農商務省12 通信省8 司法省5 大審院1 宮内省8 華族会館1 警視庁1 北海道庁2 府3 県令41
(その他)
寺院(2)
大谷光栄 大谷光尊
皇族方(9)
有栖川宮殿下別当山尾庸三 小松宮殿下別当三宮義胤 北白川宮殿下別当井田謙 伏見宮殿下別当浅田進五郎 山階宮殿下別当浅香藏徳 久邇宮殿下別当北藤孝行 閑院宮殿下別当峯孟親 梨本宮殿下別当本条頼介 華頂宮殿下別当児玉源之丞
新聞社(5)
日日新聞 報知新聞 毎日新聞 時事新聞 朝野新聞
諸舎及会社(40)
愛育社副長成瀬正肥 郷友舎舎長樺山資紀 造士館長高津珍彦 輔仁会委員長村田氏森 柳川学校会幹事白仁武 育英会(静岡)赤松則良 大垣養成会井田謙 仙台造士舎長富田鉄之助 宮城学校会山川健二郎 同郷舎舎長中牟田倉之助 京都同志社長新島襄 石川育英社幹事長堀尾晴義 熊本専門学舎舎長岡護義 熊本済々校佐々友房 和歌山県公立中学校 和歌山県私立徳修学校 交詢社 万年会 地学協会 独乙協会 足利織染講習所 相生縮緬会社 国文社 忠愛社 博文社 通運会社 第一国立銀行 第二国立銀行 第十五国立銀行 日本銀行(通運会社) 高田商会 平野造船所所長 大倉組 藤田組 馬車鉄道会社 三井物産会社 日本鉄道会社 品川硝子製造所 東京瓦斯会社 日本郵船会社 川崎造船所長

九月二十九日 総長、法文理科一、二年と医科一年生は十月六日以降構内寄宿舎か大学公認寄宿舎に寄宿すべき旨を達。工科大学はこの時は虎ノ門にあり、遠距離のためこの達から除外されたと思われる。

九月 分科大学通則成立。

十月二十九日 明治天皇、行幸。天皇の行幸は明治五年十月の東京開成学校の開業式へ出席して以来のことであった。行幸の七日後に帝大の印象を記したものに聖諭記がある（『百年史』（通史一、八一―六頁）に全文再録）。同書ではこの聖旨を「全体としては教思想に基づいた『和漢修身ノ科』を設置せよ、という主張」であるが、それは「伊藤、森らの『国家ノ須要』を軸とした大学政策に何の影響も与えなかった」と評価している。実際、文中で言及されていた古典講習科はすでに前年に「大学本然ノ事業ヲ拡充整備」するために別科法学科、別科医学科、製菓学教場とともに新募は停止されていた。行幸の發議主体、記録などは残っていない、帝大側の反応も不明である。

十二月一日 「学校其他公私ノ囑託ヲ受ケ執務セント欲スルモノハ報酬ノ有無ニ拘ラス特ニ総長ヘ伺出許可ヲ受クヘキ旨大学一般ヘ達ス」（帝国大学第一年報）。

十二月二四日 陸軍省と法科大学との間に、学生中七人を選び卒業後理事官になることを条件に同省より学費を支給する締約書が成立する。

この年末段階と前年とを比較した左記の対照表が作成されている。

た。「百年史」（通史二）ではこの表から帝国大学の創設が新規の財政的投資によって行われたのではなく、旧機関の再編、制度的整備によりなされ、行政整理と合理化の面が大きかったこと、そしてその効果も大であったと述べている（八〇五―六頁）。行政整理の実態、具体的事項として実際に人的削減がどこで行われたかについて二点を指摘しておこう。一つは本部事務部局の雇員、御用掛、属といった人々が切られていた（初期は本部と分科大学を合せると八人減も過ぎない）。二つ目は学部等教員では東京大学に存在したさまざまな身分（准講師、准助教、御用掛など）が大幅に整序される（帝国大学官等にみられるように）とともに、東京大学にいた判任助教が整理されたと思われる。

帝国大学旧東京大学旧工部大学校職員対照表

	明治十九年月十二末現在		明治十八年月十二末現在	
	計	実員	計	実員
本部職員	三四	二三	一一	一九五
学部等教員	一六四	一五五	九	二三七
医院	五二	四八	四	五二
脚気病室	九	〇	〇	五〇
合計	二五九	二三六	二四	四八〇
				四二三
				五七

（「百年史」（通史二）、八〇六ページより作成。但し数値の総計は表中の計算より求めた。）

一八八七(明治二〇)年

二月二十五日 入学宣誓式を定める。在学生を対象にして三月一日の帝国大学令公布記念日にはじめて挙行する。誓詞は以下の通り。分科大学学生「生某科大学入学ノ上ハ謹テ規則ヲ遵守シ品行ヲ正シ学業ヲ勉メ本学ノ恩徳ニ答ヘンコトヲ誓フ依テ茲ニ姓名ヲ自記ス」、大学院学生「生大学院入学ノ上ハ謹テ規則ヲ遵守シ品行ヲ正シ所選ノ学芸ヲ専攻シ以テ享クル所ノ榮譽ト恩徳ニ答ヘンコトヲ誓フ依テ茲ニ姓名ヲ自記ス」。寺崎はこの行為を大学当局の「学生の『品行』に神経質」になつていた証としている。(寺崎前掲「日本における大学自治の成立」)

二月 大学通俗講談会を創立。会長渡辺洪基、菊池大麓理科大学長、村岡範為馳第一高等学校教諭を幹事とする。第一回講演会を三月二十六日に開催する。前身は一八八四(明治十七)年五月創設の理医学講談会。

三月五日 国家学会第一回開催。三月十五日「国家学会雑誌」創刊。

四月七日 寄宿舎規則改正。学生が教授の居宅に下宿することを認可。五月二十一日 学位令公布。本令公布までに三つの案がある。第一は成文化されたものではなく、一八八五(明治十八)年十月十五日の東京学士会院における森の「博士ノ称号ヲ更ニ設置」しようとして説明した案、第二は帝国大学令案附属資料として添付された「参照甲号 学位条令草案」である。时期的には一八八六(明治十九)年二月前後と推測される。第三は一八八六年四月二十六日付けにて文部省学務局長折田彦市から帝大総長へ回付された学

位条令草案である。三つの案は一、二と三に分けられる。前者の特徴は東京大学(帝国大学)が授与権者、推薦権をふくめてまったく関わっていないことと、第一案において森が少博士の資格を「大学教授以上ノ学力アリテ端正ナル人」というように人格的側面を挙げている点である。学位令第三条(「博士ノ学位ハ文部大臣ニ於テ大学院ニ入り定規ノ試験ヲ経タル者ニ之ヲ授ケ又ハ之ト同等以上ノ学力アル者ニ帝国大学評議會ノ議ヲ経テ之ヲ授ク」)の授与要件にかかわる規程を紹介する。帝国大学令第四条(「分科大学ノ卒業生若クハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ニシテ大学院ニ入り学術技芸ノ蘊奥ヲ攷究シ定規ノ試験ヲ経タル者ニハ学位ヲ授与ス」と比較して見ると、後者は同令公布当時前掲「東京與論新誌」がもつとも賛同を表した事項であり(八六年三月四日の条参照)、学位授与は開放制と認識されていたのであるが、学位令ではさらに拡大され、大学院同等以上で授与されることになつていた。実際の授与要件と方法は「学位令細則」で決められた。

渡辺史料に「文部省令 博士学力検定條規(草案)」と題された史料がある。草案は評議會の記録では廃棄された模様である。以下参考に掲げておこう(原物では多くの訂正が行なわれているが、ここでは整理して復刻した)。

文部省令(欄外)

博士学力検定条規

第一条 学位令第三条ニ依リ学位ヲ授クルハ帝国大学ニ於テ毎年十月各分科大学教員中ヨリ特ニ委員ヲ簡選シ試問ト論文ヲ以テ

試験シ更ニ評議會ノ議ヲ経テ其学力ヲ検定セシムルモノトス

第二条 大学院卒業生同様以上ノ学力アル者ニシテ博士ノ学位ヲ企望スル者ハ志望ノ学科ヲ定メ毎年三月三十一日マテニ精細ナル学業履歴書并ニ学業証書類ノ写ニ願書ヲ添ヘ文部大臣ニ差出スヘシ文部大臣ハ之ニ指令シ検定ニ付スヘキモノハ帝国大学総長ニ移シテ施行セシムルモノトス

第三条 帝国大学各分科大学元東京大学及工部大学校ノ卒業生若クハ外国ノ大学校ニ於テ卒業セル者ニシテ四ヶ年以上大学ノ教授助教若クハ従来各官庁ニ在リテ学修セル事業ニ従事シ現ニ大学ノ教授タル者ニシテ相当ノ事蹟アルモノハ委員ノ試験ヲ要セス帝国大学評議會ノ議ヲ経テ博士ノ学位ヲ授クルコトアルヘシ〔以下、略〕

六月七日 評議會、「帝国大学評議會及分科大学評議會并帝国大学教授会總會規程ヲ設クルノ件ヲ議シ目下之ヲ設クルノ必要ヲ認めザルヲ以テ之ヲ議定セスト雖モ既設ノ帝国大学評議會及分科大学教授会并帝国大学月次会ニ於テ前文三規程ヲ慣例トシテ採用スルコトニ決ス」(帝国大学第三年報)。諸規程の原文は未見である。この記事から第一に分科大学教授会が既設であること、第二に三つの審議機関の規程が成文化されていたこと、さらに第二点から推して三つの機関の相互関係が明確にされていたこと、などは指摘できる。第一についていえば、寺崎前掲書でも指摘されているように、すでに同じ年報に法科大学教授会という文言が見られる。

当時月次集会、評議會ともにその審議事項は明文化されておらず、前者は「帝国大学全体ノ利益ヲ謀ル為メ」(概則第一条)であり、後者はただ「議案ハ大学総長ヨリ之ヲ會議ニ付スルモノトス」(評議會規程第二)であつた。寺崎が法制化される以前の分科大学の存在を「推定されるのである」(前掲書、一五九頁)と述べていることを実証する記事でもある。帝大創設の初期から、学内における管理運営組織の構造化が進められていたことを窺わせる記事である。

七月九日 第二回帝国大学卒業式挙行。渡辺は第一回目演説に比して分科大学別に詳しく「本学年ノ概況ト来学年ノ企図」を述べていた。法科については教員には満足しているが、卒業生数が一人しかいないことを「実ニ遺憾」と述べ、私立法律学校の監督に言及している。医科の現状については「益々隆盛ノ状ヲ呈シ所要ノ学科率ネ既ニ整頓シ」という認識を示していた。工科ではその学科内容を概述していた。「凡ソ物資上ノ改進ハ此学ノ興隆ニ因ラサル者ナキカ故ニ近時漸ク特ニ此學術ニ需要ヲ増シ学生モ亦大ニ此学科ニ向フノ勢ヲ生セリ依テ本学ハ時世ニ必須ナル諸学科ヲ設置シ以テ改進ノ大勢ヲ贊助セント期ス」といわば「殖産興業」の基礎としての学問であることを協調していた。ただ法科と同様に卒業生が一人しかいないことを「殆ント怪シムベキニ似タリ」と慨嘆していた。文科では工科と同様に「文科大学ハ哲学ヲ以テ主要ノ学科トス其学タル事物形而上ノ原理ヲ究ムル者ニシテ形而下ノ理ヲ究ムル理学ト相出入シテ万般ノ学理ヲ統一スルモノナ

り」と学問内容を説明しており、かつ卒業生数が少ない（哲学科の三人）のは学生数が少ないからである、と配慮を求めていた。最後の理科でもその学問内容を「哲学ト上下シテ共二万有ノ理ヲ攷究スルモノニシテ医学工学等ノ原理ヲ究メ其効力ヲ拡張進達スルモノナリ」と説明し、さらに理科大学でも卒業生が少ないこととふれて、社会一般が重要性をいまだ認知していないためである、と述べた。以上に共通することは唯一点、卒業生数の少なさを渡辺はかなり意識していたことである。このほか「修学ノ便ヲ与ヘンカ為メニ寄宿舎ヲ起シ本学年中既ニ上級ノ学生ヲシテ寄宿セシム来学年ニ於テハ悉皆入舎セシムヘキノ計画ナリ」と述べていた。渡辺の「悉皆入舎」という発言は注目される。彼は分科大学毎の全員入舎を構想していたということか。周知のようにこの後帝大の寄宿舎は農科のみとなる。第一回卒業式には欠席した森はこの日の祝辞で、維新前と後では社会構造が異なり、封建の世では小成に甘んじなければならぬ状況があったが、現在はそうではないと述べたのち、続けて言う。「諸君にして苟も既往に遡り、此等の事を顧み、先輩学士の困難を思はゞ、中々小成に安んずるなどの事は出来ぬ訳なり、要するに諸君は、常に我国の体力形勢を踏襲し、我国の文明は如何、富強は如何、何程の病（不明）なるや等通常に見る事必要なり、若し之を恐る、あらば、之れ天皇陛下の罪人なり、社会の罪人なり、己の良心の罪人なり、斯る過激なる事を祝儀の席に於て申すは不似合なる様なれども、今日の日本は決して祝するなどの時にあらずして、是より愈々益々困難多事の日

本なれば、其覚悟なからざる可らず」（『時事新聞』一八八七（明治二〇）年七月一三日）。小成云々の言葉は、後任の加藤弘之も使用し、さらに浜尾も援用するようになる。

七月二十五日 文官試験試補及見習規則公布。

九月十四日 衛生委員会規程制定。

十一月十五日 総長、文官試験試補及見習規則の公布に伴い私立法律学校特別監督条規の廃止を上申。明治二十一年五月四日廃止。

一八八八（明治二十一年）年

一月二十七日 評議会、法科大学法律学科イギリス、フランス、ドイツ部の各学科中の法学通論、理財学を高等中学校に移すことを可決。渡辺は第三回卒業式においてこの件を「蓋シ学生ノ大学ニ入りタル後ハ専門ノ学科ヲ修メルニ夥多ノ時間ヲ要シ頗ル余暇ニ乏ク且ツ予メ法学ノ大意ヲ学フニアラサレハ法学専門各科ノ講義ヲ聴聞スルモ了解シ難キカ故ニ此改正ノ必要ヲ認メタレハナリ」（帝国大学第三年報、一三二頁）。高等中学校を専門予備教育機関として位置付けてはじめて出来る措置である。

三月十九日 評議会、第一回学位授与審査において、文部大臣作成の候補者二十五人中一人を否決する（この事件については寺崎「帝国大学における最初の学位授与顛末」『大学史研究』第九号、一九七五、「百年史」（通史一）、佐藤広志「日本における最初の博士集団」広島大学大学教育研究センター『大学論集』第二三集、一九九三年度、を参照）。

三月二十三日 帝国大学総長職務規程制定。

四月二日 文部省直轄学校収入金規則公布。

七月十日 第三回卒業証書授与式。渡辺は前年通り演説の主旨を学年の概況と来学年の企図としているが、その内容は人事異動、学科課程の改廃、卒業生の就職状況などからなっていた。全学的事項では借財学生の処分方法の決定、寄宿舎の増築、「本学基金ヲ増殖スルノ地ヲ為シ必要ナル場合ニ於テハ授業料ヲ以テ経費ヲ補充スルノ途ヲ開」いた文部省直轄学校収入金規則の制定、図書館、寄宿舎、医院の失火を防止するため石油灯から電気灯への切替えに着手したこと、などを述べていた。彼の演説ののち総代の謝辞があり、次いで司法大臣の祝辞が行われ、横浜始審裁判所長法学博士岡村輝彦が代誦した。祝詞は「全国ノ人口ニ対シテ社会ノ需要ニ応シ猶ホ多シト謂フヲ得」ない卒業生数に対して、今後「海内後進ノ輩ヲシテ翕然笈ヲ大学ニ負ハシムル」ように卒業生の活躍に期待すると、述べていた。

十月 渡辺総長、「教員学力検定試験成績ニ付申報」(森有礼文相宛)。略歴に記したように渡辺は尋常師範学校、尋常中学校及び高等女学校教員学力検定委員長に任命されていた。この申報は「本年試験ノ実績ニ就テ及落多寡ノ理由及改良ノ方法ヲ案シテ」提出された。渡辺は「及落多寡」をめぐって厳しい意見を述べる。検定試験は、第一に多くが現役の教員である受験者の所属する諸学校教務の程度がどれほど低いかを示すものであり、第二に中等学校の設置もまた徒に「国力ヲ消糜スルモノタルヲ表スルモノ」になつてしまつてゐる、と。改善の方策として、「一受験者ノ参考書ヲ指

示スルコト」、「二巡回講義ヲ開クコト」、「三文部省其ノ地ノ「^マソリテー」ヨリ正確ナル講義録ヲ発行スルコト」、「四書籍縦覧室ヲ設ケテ受験志願人学修ノ便ヲ与フルコト」、「五試験委員ニ予メ受験者志願人ノ履歴ヲ精査シ受験ヲ許スルノ権ヲ与フルコト」、「六受験学科ニ必要ナル英仏独一ヶ国語ノ講読ヲ能クセル者ニハ受験ノ資格ヲ与ヘサルコト」、「七既行試験科目ノ明細票ヲ公示スルコト」、「八生理ト動物学ト試験ヲ各別ニ為スコト否サレハ動物学受験者ハ生理学ノ試験ヲモ兼子受クヘキヲ明示スルコト」、「九理学ノ各科ニ於テ実験ノ研究ナキ者ハ受験ノ資格ヲ与ヘサルコト」、「十東京ニ中等学校教員練習所ヲ設置スルコト」の十項目である。これらのうち受験資格にかかわる六、七、九を満たすのは大学卒業生か高等師範学校卒業生しかなく、彼らは極く少数にすぎない。彼らだけでは到底中等教育を満たすことはできないから、教員練習所を設置するしか解決の方策はないと結論する。少し長くなるが引用をしておこう。「其方法ヲ擬スルニ方今本邦現行ノ方法ヲ以テスレハ尋常中学校又ハ尋常師範学校ノ卒業生若クハ試験ニ依テ相当ノ普通教育ヲ受ケタル者其他中等学校教員ニ従事スヘキ者ヲ東京大坂等ニ募集シ大学高等師範学校高等学校教員英語学(和漢文及習字ハ英語学ヲ要セス)心理学、教育学ヲ普通ニ之ヲ教習シ其他ハ各員撰フ所ノ各学科ニ就キ講義及実験ヲ開キ短期ヲ以テ成業セシムルノ方法ヲ設ケ兼子テ其設置ヨク講義録ヲ発行シ各地ニ在リテ就学スヘカラサル者ニ直チニ之ヲ講習セシメ又練習所ノ事業生ヲシテ各地ニ講義ヲ開カシムルモ可ナラン而シ

テ是等ノ者順次各地ニ教員練習ノ場ヲ開キ独逸聯邦各地ニ行ハル
 、尋常教員練習学校及高等教員練習学校ノ如キ組織ヲ為サハ中等
 教育ニ進歩ト共ニ小学教育ノ改良ヲ謀ルヲ得ン。(なお、この申報
 の存在は寺崎昌男・「文檢」研究会編「文檢」の研究―文部省教員檢定
 試験と戦前教育学(「学文社、一九九七年二月刊、二二頁)でも言及され
 ている。)

十一月二十日 評議會、寄宿舎入舎の方針を以下のように変更する。

「寄宿舎ハ從來給費貸費ヲ受クル学生ハ必ス入舎セシメ又上級ノ
 学生ヨリ順次入舎ノ告知ヲ舎監ヨリ受ケタルモノハ必ス入舎ナス
 ヘキノ制規ナリシカ實際ノ經驗ニ徴シ且将来ノ便益ヲ謀リ審議ヲ
 經テ自今学生ノ望ニ応シ入舎セシムルコトニ改ムルノ件ヲ議シ之
 ヲ可決スル」(帝國大学第二年报、一二九頁)。

十二月一日 第三高等中学校長折田彦市、森文相に対して「法科分
 科創設之件上申」を行う。発端は一八八七(明治二十)年十二月
 の高等中学校会議における議決。三年四ヶ月後の一八九〇(明治
 二十三)年三月十一日、同長「法学部開設之儀伺」を榎本武揚文
 相に伺い、三月二十八日認可される。上申の法的根拠は中学校令
 第三条「高等中学校ハ法科・医科・文科・理科・農科・商業等ノ
 分科ヲ設クル事ヲ得」による。
 十二月二十日 寄宿学生規程を制定。渡辺史料にある原文を復刻し
 ておく。

学生監保及寄宿規程

第一 各分科大学ノ学生ハ各学科及各学級又ハ便宜之ヲ合同シタル
 者ヲ以テ組ト為シ各組ニ監保一名ヲ置ク帝國大学総長ノ特選ヲ
 以テ教授助教授ヲ以テ之ニ充ツ大学院ノ学生ハ指導教授ヲ以テ
 其監保トス

第二 各学生ハ学業素行常ニ所属監保ノ指導ヲ受クルモノトシ帝國
 大学及分科大学ノ諸官司ニ対スル請願嫌疑等所属監保ノ認章ヲ
 受クヘシ

第三 寄宿舎ハ各分科大学ノ各学科及各学級又ハ便宜之ヲ合同シタ
 ル者ヲ以テ部ニ分チ各分科大学^(前略)大学院^(前略)学生研究生及学生ノ寄宿
 修学ヲ請願スル者ニ数ヲ限リテ入舎ヲ許ス各分科大学ノ教授助
 教授又ハ分科大学卒業生ニシテ助手ニ任スル者ニモ入舎ヲ許ス
 コトアルヘシ

第四 既ニ婚セル者其他家事ノ^欠墨アリテ規則ヲ嚴守スル能ハサル
 事情アル者ハ入舎ヲ許サス遅刻若クハ外泊シタルトキハ書面ヲ
 以テ事由ヲ証明シ其事由正常ナラサルトキ及如何ナル事由^(前略)ノ如
 何ヲ論セス一ヶ月内外泊二回ニ及フトキハ直ニ退舎ヲ命スルモ
 ノトス

第五 帝國大学評議會ノ議決ヲ經テ寄宿舎ノ各部ニ^(前略)其部内ヨリ部幹
 一名ヲ選任シ以テ部内ノ秩序ヲ保維シ兼テ各部ノ利害ヲ代表セ
 シムルモノトス但部幹ノ任期ハ毎年七月十一日ヨリ翌年七月十
 日ニ至ル滿一ケ年トス

第六 官司ヨリ各部ニ伝フヘキ事項ハ部幹ヲ經由シテ部内ニ達シ各

部総員又ハ各員ヨリ官司ニ申出ス事項ハ部幹之ヲ代表シ又ハ其
認章ヲ受クヘシ

第七 舎監ニ於テ直接若クハ上司ニ請フテ寄宿者^(前略)学生一同ニ施行セ
ント欲スル事件アルトキ又ハ寄宿者^(前略)学生一同ヨリ舎監ニ申出ツ
ヘキ事件アルトキハ部幹ノ會議ヲ開キ其多數決ヲ取ルヘシ

キ其多數決ニ依ルルヘシ第一ノ場合ニ於テハ舎監其議長ト為リ
第二ノ場合ニ於テハ部幹ノ互選ヲ以テ議長ヲ定ムルモノトス

第八 部幹ハ特待ヲ受クル名誉職トシ自己ノ都合ヲ以テ辞退スルコ
トヲ得ス但本員^(前略)大学ノ職員若クハ給費生ニ非サレハ授業料及所
定ノ賄費并ニ舎費ヲ免スルコトアルヘシ

第九 入舎ノ請願其他限數アル事件ニ就キ數多ノ請願者アリテ選択
ヲ要スル場合ニ在リテハ大学院学生ヲ除キ各分科大学ノ学生ニ
就キ概數ノ割合ヲ定メ同大学中ニ於テハ上級ヨリ順次先取者ヲ
定ムルモノトス

第十 寄宿舎管理ノ方法ニ関スル細則ハ帝国大学總長ノ認可ヲ經テ
舎監之ヲ^(前略)定ムル所ニ依ル

この年渡辺は「帝国大学明治二十二年度予算實際支出額ノ内三万
三千五百円減少相成ルヘキニ付再調査結局文部大臣へ陳述ノ覚書」
を認めている。本文は以下のものである。

帝国大学ノ儀ハ明治十九年東京大学及工部大学校ノ事業継続設立相
成候節前業ニ比シ金拾万余円ヲ減却相成爲メニ従来ノ事業●古典講

習科及医学別科ノ類ニ資金ヲ投スルヲ止メ其他職員數多ク止メ費用
ヲ節減シ其經費ニ於テ一モ有余ヲ置カス到底此上減却ノ見込之無処
本年度予算ニ於テ各省一般一割減ノ議決スルモ帝国大学ハ更ニ減省
ノナキヲ以テ本年度ノミ減額ノ見込ヲ以テ従来多少ノ辛苦經營ヲ以
テ蓄積シタル授業料等ノ積金ヲ以テ此一割減即チ參万一千五百〇五
円ヲ補填シ漸クニシテ其一半ヲ維持シタル者ニシテ減省ノ道ナキハ
昭々トシテ明ナリ、即昨年一割減ノ時ニ当リ諸官衙ノ費用ノ如ク之
ヲ減シタルニ非ラス、偶然他ニ幸ニ貯蓄セル者アルヲ以テ之ヲ補フ
コトヲ得タルノミ、然ルニ来二十二年於テハ国库支出金ヲ本年
度ニ据置ク、則チ參万一千五百円ヲ減セラレルトス、然^(前略)シテ而テ実
ニ帝国大学来年度ノ予算ニ於テハ三拾壹万五千円ノ金額ヲ給セラ
ル、モ尚タラスシテ、授業料ヨリシテ二千八百円ヲ使用スヘキノ予
算ヲ提出スルニ至リシ現況ナル、豈其減額ヲ許サルヤ而シテ一方ニ
於テ来年度ノ収入ヲ預函スルニ壹万五千五百余円ニ上ラス、今之ヲ
曩ニ勅令セラレタル文部省直轄学校収入金規則ニ依リ半額ヲ支出
トキハスルモ七千七百八拾円ニシテ其内^(前略)囊ニ予期ノ二千八百円ヲ此
額ヲ減シテ式万六千五百円ヲ要求スルノ一途アルノミ而シテ更^(前略)ニ尚
帝国大学本部及分科大学ノ經費ニ就テ□項節目精細ニ調査スルモ来
年度既ニ既ニ呈シタル予算内ニ於テ□ヲシテ剩シ得ベシト預企望ス
ルモノハ千六百八拾円アルノミ庶幾クハ之ダケニテモ収入金規則ノ
主旨ニ依リ^(前略)因ル資金ニ加ヘシコトヲ□□□若夫レ以上陳フル所ノ限
ヲ超ヘテ要減額ヲ要セラル、トセハト^(前略)キ□□□帝国大学^(前略)現今ノ状態ト
雖モハ立行カサル□□尚之ヲ維持スルコト能ハス言アルノミハ其立

行ニカサルトノ就テ別ニ考慮スル所ナカルヘカラサルハ喋々ヲ待タ^{〔前略〕}
勢ノ止ムヲ得サル所ナリ

一八八九(明治二十二年)年

一月十七日 文部省、十五年計画で官立学校授業料を約三・三倍
(帝国大学は年間百円)に引き上げる計画を打出す。

一月二十二日 徴兵令改正。諸種の服役猶予規程を廃し、国民皆兵
主義を徹底。

一月二十四日 内閣、官吏に政事上または学術上の演説・叙述を許
可(訓令)。

一月二十五日 大学寄宿舎にて火災、焼死一人、負傷者八人。彼ら
に対して皇后から恩賜金が出される。(『大学寄宿舎ノ失火』『学士会
月報』一八八九(明治二十二年二月、一二号))

二月七日 森文相、工科大学において演説。(『学士会月報』第十二号、
明治二十二年二月。この文献は谷本宗生氏からの教示による。なお、寺崎
前掲書(二四四頁)にも言及あり。)開口一番「大学総長ノ求メニ応
ジ帝国大学ニ向テ文部大臣ノ意見ヲ述べ且文部大臣ノ希望スル所
ニシテ今後実行アリタシト思フコトニ就テ聊カ陳述」するといひ、
維新以後の学問と国家との関係に言及して、帝国大学設置の目的
が「国家ノ為メデアアル」と述べていた。「大学ノ職員及ヒ学生タ
ル者ハ国家ト云フ事ガ大学ノ本尊デアアルト心得ネバナラヌ国家ハ
大学ノ本尊デアアル」といったトーンである。大学の現状は「文部
大臣ニ於テハ政府ノ思フ所ノ満足ノ点ニハ成テハ居ラスト思フ」

と感想を述べていた。不満、不備の具体的な指摘は控えているが、
ただ一つ前月の火災による学生焼死の件を取り上げた。焼死とい
う痛ましい事態を生んだ火災事件について、森は死者への哀悼の
意を捧げることもなしに「斯様な場合ニ処スル為ノ大学ノ職員ハ
勿論学生ニ於テハ平素如何ナル注意ヲ取ラレシカ各自ノ良心ニ問
ハレテ可ナラン多少遺憾トスル所アルベシ」と批判した。これは
非常な反撥を醸したと思われ、演説文の末尾に大臣発言の「本文
意」をわざわざ解説していた。火災などの場合の「紀律ノ整齋」
が必要であり、「学生ノ焼死ノ痛悼余遂ニ此数句ヲ発スル」と。
この解説のおかげで事態がよくわかる。職員、学生は森の発言を
日頃の用意が不十分であり、焼死も無駄死であったと受け止めた、
ということであろう。

二月十一日 大日本帝国憲法発布。

二月十一日 森有礼、官邸玄関にて暗殺。

三月二十三日 「帝国大学の独立」『時事新報』(以下、この月に七つ
の関連記事が確認される。なお、独立論関係の論考については前掲寺崎
「日本における大学自治制度の成立」、酒井豊研究代表者編『日本近代大学
成立期における国家、学術体制ならびに大学の関連構造に関する研究』科
研費報告書、羽田貴史「明治憲法体制形成期の帝国大学財政政策」(広島大
学大学教育研究センター『大学論集』第二五集、などを参照のこと)。

四月 帝国大学独立論に対する渡辺の意見は、彼の史料にはほとん
どない。断片があるのみである。一つが「金穀制本兵馬制末」に
ある兵財は政治の枢機であるに続けて「学問ハ独立不羈ニシテ世

俗ノ波瀾ノ為ニ動揺セシムヘカラス学問ニシテ之ヲ受ケ忽チ学タルノ地位ヲ失ヒ世俗ノ意ニ屈從セサルヘカラスルニ至ル今ヤ帝国議會ノ開クル政治党派ヲ分ツハ數ノ免カレサル所ナリ而シテ政府モ亦之カ為ニ更迭スルニ非サレハ少クモ其勢力ヲ動クル亦免カレサル所ナリ然ルニ学問ニシテ其保存ヲ此二者ニ受ケ之カ為メニ左右セラルヲ卑屈ナラサルヲ得ン」である。二つめは「苟モ社会一部分ノ制驭ヲ受クルトセンカ其部分ノ鼻息ヲ窺ハサルヲ得ス為メニ大学全体ノ精神ヲ腐敗セシメ神聖ナル学識ヲ討究スルニ専ラナラサルニシムヘシ其社会ノ部分トハ即チ財政ノ勢力アル部分ニシテ第一政府ヲ組織スル現任ノ大臣第二議會ノ勢力アル部分及ヒ人民ノ或ル勢力アル部分ノ意向」という断片である。渡辺は大学が外部からの制約を受けることに反対しており、独立論と共通している。渡辺の場合は議會のみでなく「現任ノ大臣」、「人民ノ或ル勢力アル部分」までも対象としている点である（『浩堂叢書』第三分冊）。

条約改正にかかわり論じた帝国大学論はまとまってある。一八九九（明治二十二年）四月以降に学生を対象に演述されたと思われる資料によれば、渡辺がもつとも嫌ったのは条約改正の賛否を表明することよりも、「付和雷同」して「團結」して「党派ノ如キ傾向」を醸すことであつたようだ。「帝国大学ハ学問所ナリ既ニ学問ニ於テ先進タル教員ト後進ナル学生トカ寄合ヒ之ヲ国家ヨリ保護給養シテ専ラニ学ヲ講セシムル所ナリ」、「学トハ何ソ事物ノ真理ヲ知ルコト」である、と帝国大学、学問の性質を述べてい

る。その「学」の基本的屬性として「学則ハチ智識ハ自由ニ非レハ發達セス自由ハ各個人自ラ責任ヲ以テ之ニ当リ他ノ束縛ヲ受クルヘキモノニ非ラス」と断言する。さらに続けて「帝国大学ニ於テハ学ノ為メニ相一和シ共々此目的ヲ達スル為ト愛國ノ精忠ノ為メニ相協同スル為トニヨリ渾然タル団体ヲ為スヲ望ムノ外ハ各個人自治ノ精神ヲ養ヒ智識自由ノ發達ヲ要スル者」である（以上の引用は『浩堂叢書』第二分冊、四一一による）。「渾然タル団体」のイメージを確定するには材料が少なすぎるが、帝大が「国家ノ設置物」であることと「渾然タル団体」であることが彼の意識では並存していた。

六月 加藤弘之「帝国大学の独立」（『天則』、第一編第四号）を記す。「社会の一大問題」となっている帝国大学の独立について主旨（議會の帝大予算への干渉を防遏する）、方法ともに賛意を表しているが、現実的に無理であることを述べている。加藤は大学の設置数を「学制」の学区制、のちの京都帝大設置理由に見られるような競争原理などから説明していない。人口比から設置数を割り出している。さらに同志社、慶応義塾の大学設置の動向にも触れて「是等の学校か真の大学の組織をなすに至らんことは決して容易に望むべからざるなり、大学と云へば必ず法理科医科工科大学等の數部を具備せざれば叶はざること」と帝大の構成原理からその不備を指摘していた。私学を含めて大学増設は困難であり「唯一ありて一となき吾か大切なる帝国大学」すら保持できなければ「実に国家の不幸なるのみならず欧州各国に対しても不面目

此上もなきこと」と述べ、帝大の温存を希望していた。

七月十日 第四回卒業証書授与式。卒業生数一一八人。この卒業式は医科を除き帝国大学創設後三年間の全課程を修了した学生であった。渡辺の演説の構成は従来通り、特に注目されるものはない。卒業生総代文学士大西祝は「近時世態ノ進歩ニ伴ヒ学界マタ將ニ新タナラントス且生等ノ業ヲ卒フルヤ幸ニシテ帝国憲法ノ發布皇室典範ノ制定ト時ヲ同ウセリ此ノ如キ時機ニ遭遇セル生等ハ益我大学ノ我皇室及ヒ国家ト其隆運ヲ共ニセンコトヲ熱望シ且此ニ努力セシムバアラザルナリ」と謝辞を述べていた。来賓として出席した榎本武揚文相は自分自身の昌平黌時代の思い出を語るとともに「社会ニ向ヒテ将来重要ノ位地ヲ占ムヘキ人ナレハ益々以テ徳義ヲ尊ヒ名節ヲ重ンシ各々奮テ本分ヲ尽サレ」と徳育的側面に言及した。

七月二十五日 内閣、大学卒業生の俸給につき文部大臣に内訓を發す。

十月九日 文部省、帝国大学・直轄学校および道府府県に以下の訓令を發する。「明治十五年六月十日同十七年四月五日同十九年七月十日付ヲ以テ學術ノ講談演説ニ関シ及訓令置致候次第モ有之凡ソ教員学生生徒學術ノ講談演説ヲ為ス節現在ノ政務ニ関スル事項ヲ可否討論スル等ノ義無之様一層嚴重取締可致此段更ニ訓令ス」

十月十日 渡辺総長、「利国新志」第一号發行。本誌の情報は「●渡辺帝国大学総長 同総長は去年廿月六日、大学に於て、学生を一堂に集め、国家主義といふ題にて、演説をなしたりといふ。又近々帝国大学に關係ある人々が、利国新誌といへる雑誌を、發兌

せんと計画せらるる由なるが、渡辺総長の演説は、右利国新誌のことに就て、演説せられたるものにはあらずや、といふものあり」(「教育時論」第一六一号、一八八九年十月五日付) から得た。所蔵が確認できたのは、東京大学法学部附属明治文庫のみであった。以下、書誌的事項を記しておく。発行は毎月二回、五日と二十日(後二十五日に変更)、一冊一〇錢(前金)、発行兼印刷人は金森太郎、編輯人須崎由三郎(第二号からは東宮鉄麻呂となる、ペンネームか)、専売所金港堂である。第一号巻頭には論説として渡辺の「利国ノ主義」が掲げられている。発行の趣旨は同誌講読の広告に「本志ハ、我日本国民ノ実況ヲ以テ立論ノ依拠トシ、外国ノ事實ハ史上及統計上我國情ニ適切ナル者ヲ撰ンテ之ニ參シ、政治貿易文芸工業ノ學術ヲ振興シ、以テ利国ノ新策ヲ經画スルヲ旨トシ、議論凡テ朋党ニ偏セス、流派ニ倚ラス、博ク内外ノ諸學士及實際家ノ所説ヲ、内日本帝国ノ權利ヲ擴張シ、外各国ト親密ノ交際ヲ保チ、天壤無窮ノ皇基ト共ニ、獨立不羈ノ國民タル榮幸ヲ享受シ、宇内ニ卓立シテ隆盛ナル營生ヲ為スノ方鍼ヲ定マンコトヲ企圖スル者ナリ、(中略)吾輩ハ唯利国ノ主義ヲ有スルノミ、区々党派ノ如キハ敢テ問フ所ニ非スナリ」とある(句読点は引用者)。

十月二十日 法科大学大学院学生織田一「帝国大学ノ性質ヲ論ジテ世ノ或ヲ説ク」(「利国新志」第二号)を發表。彼は論説公表の理由を「方今我國ノ最大問題タル条約改正ノ論一転シテ憲法抵觸論トナリ再転シテ我帝国大学ノ性質論トナリ或ハ新聞紙上ニ或ハ雑誌

上ニ於テ我大学総長、教授、及学生ノ挙動ヲ非難スルモノアリ今
ヤ我帝国大学ハ世論ノ中心タラントス」と述べていた。

十月二十四日 渡辺、三条実美首相に政府改革意見書を提出する。

一八九〇（明治二三）年

二月 総長、「一年志願兵規則改正ニ関スル建言」を上申（『重要書類
彙集』（自明治十二年至明治廿四年）所収）。この建言については「東
京大学史紀要」第七号（一九八九（平成元）年）にて「初代総長
渡邊洪基提出『一年志願兵規則改正ニ関スル建言』について」と
題して解題を付して資料復刻を行った（佐々木尚毅氏と共編）。
その解説をもとに略記する。前年十二月一日に法学士四人、工学
士二人の卒業生がはじめて一年志願兵として入営していた。渡辺
は志願兵制度は「美事」と評価しつつ、帝国大学（学生・卒業生）
との関係では「一方ニハ全国皆兵ノ実効ヲ奏セス一方ニハ国家経
済ニ障害ヲ与フル事情」があるとして、五つの改正点を要望する。
体格試験ヲ厳密ニ為ス事、務メテ服役ヲ短縮スル事、卒業生一年
志願兵ヲ志願スヘキノ期ヲ数年間延ハサレン事、大学々生ハ入学
前ニ兵役ノ義務ヲ終ヘシムヘキ事、志願兵ハ其入隊ノ初時ヲ七月
一日ト改メラレンコト、の五点である。第二項は三年間の一般徴
兵に比し、一年という短期間の兵役をさらに短縮することを要望
している。その理由は次のように記されている。大学生は「富家
ノ子弟ハ殆ト之レ無ク多クハ親族知人ノ補助ヲ受ケ又借財ヲ成ス
者」であり、「其実況ヲ言ヘハ学生卒業証書ヲ受ケ大学ノ門ヲ出

レハ債主前ニ塞ク親族其後ニ満ル」状態である。彼ら自身にとつ
てだけでなく、「巨万ノ国費ヲ以テ多年之ヲ養成」された国家有
用の人材であることから、服役期間を短縮してほしい、と。この
建言は、中等教育機関卒業生などと同等の特典ではなく、帝国大
学学生・卒業生については国家経済の損失にならないように、さ
らに厚遇する必要があると主張し、ついには徴兵を免除すべきで
ある、というのが真の狙いだったかもしれない。

三月二十六日 文官試験局が廃止され、文官高等試験委員がこれに
代わる。渡辺の長官も廃官となる。

三月二十八日 官立学校図書館会計法成立。

春 渡辺総長、文部大臣宛の上申書を提出する（以下は金井圓「お雇
い外国人⑦人文科学」鹿島出版、昭和五十一、二二八―三三二頁による）。
上申書は前年と同様に帝国大学財政に関わる内容であり、今後十
年間分の雇外国人教師経費を定額制にして、帝国大学経常費にお
ける外国教師の給料を減じるので、それを確定してほしい、と希
望している。前年末の段階では雇外国人教師の俸給は十七人（講
師五人がこのほかに在職）で六万九千九百七円であり、総長給（勅
任一人）五千円と奉任俸給（教授、助教専任など約八十人）九
万三四〇円との合算九万八千四百〇〇円に比し、その高額は明瞭
である。上申書の概要は以下の通りである。帝国大学財政は「外
国教師ヲ減シ候ノ外経済維持ノ道無シ」と断定し、ラートゲン、
ハウスクネヒト、ベルツ、ダイバースを解雇して予算案を調製し
たのは経費上「勢不得止次第」であったが、「本大学学術進捗之

為メ、未ダ輒ク外国教師ヲ廢シ候義者決シテ然ルヘラザル義ニ有之、少クモ当分ノ内ハ法科大学ニ五名、医科大学ニ二名、工科大学ニ五名、文科大学ニ五名、理科大学ニ三名位ハ是非無之テハ不相成儀ト被存候、就而者、前文本年度解雇相成候分四名ヲ雇繼、尚向十ヶ年間ヲ一期トシ凡二十名ノ外国教師設置ノ見込ヲ以テ布經費凡月俸五百円トシ一ヶ年拾貳万円、外ニ官舎料一名四拾円一ヶ年八千円ヲ特定額ト被定候様致度」云々となる。尚、金井はこの上申書を「お雇い外国人の役割についての意味深い発言と、その意向に添^{マツ}って一八八五（明治十八）年、一八九〇年の兩次の削減（前者の内容は一八八八（明治二十一年）年末に掲載した覚書と同じ内容）についての重要な言及があり、それ自身として価値がある」（一三二頁）と記している。

五月十七日 山県首相の股肱の内務次官芳川顕正文相就任。芳川は文相就任後、全文三千字に及ぶ高等教育に関する意見書を閣議に提出した。表題は「二〇 高等教育ニ関スル意見 日本法律学校ニ関スル書類 芳川顕正」（日本大学史編纂室編集『山田伯爵家文書』（全八冊中の第四冊目））である。「意見」の大学改革は帝國大学が東京に一校しかないために生ずる弊害を「品行ニ於テ或ハ言論ニ於テ憂慮スヘキモノナキニ非ラス」と指摘し、その「匡正ノ方法」としては第一に「数個ノ大学ヲ設置スルコト欧州大陸諸國ノ如ク」する。一校しかないことで「他ニ競進ノモノナキヲ以テ自然ニ独儉安ノ傾ヲ生シ學術ノ研究推軌ヲ遲鈍ナラシムル」とし、さらに

「子弟奔競ノ念ヲ抑エ地方ニ安シテ教育ノ素ヲ養フノ基ヲ開ク」ことが出来るとしている。第二は、第一が「巨額ノ費用」を要するために行出来ないときの次善の策として、「既設ノ五高等中学校ヲ拡張シ、各種急要ナル専門部ヲ付設シ（割注略）（中略）他日歳計余裕ヲ告クル日ヲ待チ一躍シテ大学ヲ作ルノ地歩ヲ為シ」とする。これにより地方の子弟をその地に留まらせることができ、「子弟ヲ首府ニ驅リテ此ニ輕躁權詭ノ念ヲ養生スルニ比スレハ其功益亦偉大ナルヘキ」としている。

追記・この意見書は「公文雜纂」にも収録されており、日付は十月とある。雜纂収録分には右の二点のほか「特別認可学校ニ対シ一層検束ヲ加ヘ併セテ文官試験規則代官規則医術開業試験」の改正案も提案されている。

五月十九日 元老院議官加藤弘之、第二代総長に就任。

五月二十日 渡辺総長退任。この事情について三宅は次のように評している。「渡辺が大学総長として芳川文相の下に居るを欲せざる所あり、別に政治的運命を開かんとする所あり、芳川が大学に於ける渡辺の不評を聞き、山県の姻戚なる加藤（五歳にて早死にした長女慶子の次女高子は山県有朋の養嗣子である山県伊三郎に嫁いでいた）を総長とする方、山県も満足し、加藤も満足し、大事も満足すべしと考ふる所あり、前々文相に東京大学総理を罷められし加藤が茲に帝大総長として旧巢に帰るの結果を見る」。渡辺は「世俗に過ぎ、学会に適せずとも言はれ、兎角の批評の出で、自らも永く大学に没頭するを屑しとせず、機会を見て飛躍せんことを欲し、偶々同輩たる芳川が上官となり、其の下に屈するより

も、海外に出て、新たに出直ほすに若かざるを考へたらん。」(『同
時代史』第二卷、三九九頁)。

十月三十日 教育勅語發布。

十一月二十三日 第一回通常議會召集。

おわりに

渡辺総長時代を中心にして、帝国大学体制形成の初期を見てきた。
このほかにも渡辺にかかわって取り上げなければならない事柄は多
くあると思う。他日に期したい。彼の時代を全体として出来るだけ
網羅的に捉えてみたわけだが、いまだ確かな時代像を描けていない。
否、さらに深く立ち入って、実態を説明することが必要なことを確
認させられた。その蓄積を経たのちに、個別の課題に取り組むこと
にしたい。

(なかのみのる)